

## 民生委員児童委員協議会一覧

名称	住所	電話番号
銚子市民生委員児童委員協議会	銚子市若宮町1-1 銚子市役所 民生部社会福祉課内	(0479)24-8195
市川市民生委員児童委員協議会	市川市東大和田1-2-10 市川市社会福祉協議会内	(047)320-4001
船橋市民生委員児童委員協議会	船橋市湊町2-10-25 船橋市役所 福祉サ―ビス部 地域福祉課内	(047)436-2312
館山市民生委員児童委員協議会	館山市北条402 館山市社会福祉協議会内	(0470)23-5068
木更津市民生委員児童委員協議会	木更津市潮見2-9 木更津市社会福祉協議会内	(0438)25-2089
松戸市民生委員児童委員協議会	松戸市根本387-5 松戸市役所 福祉事務局 援護担当室内	(047)366-3019
野田市民生委員児童委員協議会	野田市鶴峯7-1 野田市役所 社会福祉課内	(047)125-1111
佐原市民生委員児童委員協議会	佐原市佐原口2127 佐原市役所 福祉推進課高齢者 地域福祉支援班内	(0478)50-1208
茂原市民生委員児童委員協議会	茂原市道表1 茂原市役所 健康福祉部 社会福祉課内	(0475)20-1571
成田市民生委員児童委員協議会	成田市赤坂1-3-1 成田市社会福祉協議会内	(0476)27-7755
佐倉市民生委員児童委員協議会	佐倉市海隣寺町97 佐倉市役所 社会福祉課内	(043)484-6135
東金市民生委員児童委員協議会	東金市東岩崎1-1 東金市役所 市民福祉部 社会福祉課内	(0475)50-1233
八日市場市民生委員児童委員協議会	八日市場市八793 八日市場市役所 福祉課内	(0479)73-0096
旭市民生委員児童委員協議会	旭市二1920 旭市役所 社会福祉課内	(0479)62-5310
習志野市民生委員児童委員協議会	習志野市鷺沼1-1-1 習志野市役所 保健福祉部 社会福祉課内	(047)453-7375
柏市民生委員児童委員協議会	柏市柏5-11-8 柏市社会福祉協議会内	(047)163-9001
勝浦市民生委員児童委員協議会	勝浦市新宮1343-1 勝浦市役所 福祉事務局 福祉係内	(0470)73-1211
市原市民生委員児童委員協議会	市原市南国分寺台4-1-4 市原市社会福祉協議会内	(0436)24-0011
流山市民生委員児童委員協議会連合会	流山市平和台2-1-2 流山市社会福祉協議会内	(047)159-4735
八千代市民生委員児童委員協議会連合会	八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 保健福祉部 保健福祉課内	(047)454-0833
我孫子市民生委員児童委員協議会	我孫子市我孫子1861 我孫子市社会福祉協議会内	(047)184-1539
鴨川市民生委員児童委員協議会	鴨川市八色887-1 鴨川市役所 福祉課内	(04)7093-7112
鎌ヶ谷市民生委員児童委員協議会	鎌ヶ谷市初富928-429 鎌ヶ谷市社会福祉協議会内	(047)444-2231
君津市民生委員児童委員協議会	君津市久保3-1-1 君津市社会福祉協議会内	(0439)57-2250
富津市民生委員児童委員協議会	富津市下飯野2443 富津市社会福祉協議会内	(0439)87-9611
浦安市民生委員児童委員協議会	浦安市東野1-7-1 浦安市社会福祉協議会内	(047)355-5271
四街道市民生委員児童委員協議会	四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 健康福祉部社会福祉課内	(043)421-6121
袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会	袖ヶ浦市坂戸市場1-1 袖ヶ浦市役所 保健福祉部 厚生課内	(0438)62-2111
八街市民生委員児童委員協議会	八街市八街35-29 八街市役所 市民部 厚生課内	(043)443-1111
印西市民生委員児童委員協議会	印西市大森2364-2 印西市役所 社会福祉課内	(0476)42-5111
白井市民生委員児童委員協議会	白井市復1123 白井市役所 社会福祉課 厚生班内	(047)492-1111
富里市民生委員児童委員協議会	富里市七栄652-1 富里市役所 健康福祉部 社会福祉課内	(0476)93-1111
酒々井市民生委員児童委員協議会	印旛郡酒々井町中央台4-11 酒々井町役場 福祉課内	(043)496-1171
印旛村民生委員児童委員協議会	印旛郡印旛村瀬戸554-1 印旛村役場 健康福祉課 福祉係内	(0476)80-3700
本埜村民生委員児童委員協議会	印旛郡本埜村笠神2587 本埜村役場 福祉課 福祉係内	(0476)97-1111
栄町民生委員児童委員協議会	印旛郡栄町安食台1-2 栄町役場 社会福祉課 社会福祉班内	(0476)95-1111
下総町民生委員児童委員協議会	香取郡下総町嶺山1080 下総町役場 保健福祉課内	(0476)96-1114
神崎町民生委員児童委員協議会	香取郡神崎町神崎本宿96 神崎町役場 保健福祉課内	(0478)72-1603
大栄町民生委員児童委員協議会	香取郡大栄村413-1 大栄町役場 健康福祉課内	(0478)73-6881
小見川町民生委員児童委員協議会	香取郡小見川町羽根川138 小見川町役場 福祉介護課内	(0478)82-1111
山田町民生委員児童委員協議会	香取郡山田町仁良300-1 山田町役場 健康福祉課 福祉係内	(0478)78-2114

## 民生委員児童委員協議会一覧

名称	住所	電話番号
栗源町民生委員児童委員協議会	香取郡栗源町岩部700 栗源町役場 健康福祉課 福祉係内	(0478)75-3000
多古町民生委員児童委員協議会	香取郡多古町多古2848 多古町保健福祉センター保健福祉課 福祉係内	(0479)76-3185
干潟町民生委員協議会	香取郡干潟町南堀之内10 干潟町役場 福祉課内	(0479)68-1072
東庄町民生委員協議会	香取郡東庄町石出2692-4 保健福祉総合センター 健康福祉課内	(0478)80-3300
海上町民生委員児童委員協議会	海上郡海上町高生1 海上町役場 保健福祉課内	(0479)55-3119
飯岡町民生委員児童委員協議会	海上郡飯岡町横根3520 保健福祉センター 保健福祉課内	(0479)57-3113
光町民生委員児童委員協議会	匝瑳郡光町宮川11902 光町役場 保健福祉課内	(0479)84-1158
野栄町民生委員児童委員協議会	匝瑳郡野栄町今泉6474 野栄町役場 福祉課内	(0479)67-3118
大網白里町民生委員児童委員協議会	山武郡大網白里町大網115-2 大網白里町役場 健康福祉課内	(0475)70-0330
九十九町民生委員児童委員協議会	山武郡九十九町片貝4099 九十九町役場 保健福祉課内	(0475)70-3162
成東町民生委員児童委員協議会	山武郡成東町殿台296 成東町役場 保健福祉課 社会係内	(0475)80-1173
山武町民生委員児童委員協議会	山武郡山武町壺台1874 山武町役場 福祉課 福祉係内	(0475)89-3632
蓮沼村民生委員協議会	山武郡蓮沼村八4832-1 蓮沼村役場 保健福祉課内	(0475)86-4936
松尾町民生委員児童委員協議会	山武郡松尾町五反田3012 保健福祉課内	(0479)80-8338
横芝町民生委員協議会	山武郡横芝町横芝636 横芝町役場 保健福祉課 社会係内	(0479)82-8816
芝山町民生委員児童委員協議会	山武郡芝山町小池992 芝山町役場 福祉保健課内	(0479)77-3914
一宮町民生委員児童委員協議会	長生郡一宮町一宮2457 一宮町役場 福祉健康課 福祉係内	(0475)42-1431
睦沢町民生委員協議会	長生郡睦沢町下之郷1650-1 睦沢町役場 福祉衛生課内	(0475)44-2504
長生村民生委員児童委員協議会	長生郡長生村本郷1-77 長生村役場 健康福祉課内	(0475)32-2112
白子町民生委員児童委員協議会	長生郡白子町関5074-2 白子町役場 保健福祉課内	(0475)33-2111
長柄町民生委員児童委員協議会	長生郡長柄町桜谷712 長柄町役場 保健福祉課内	(0475)35-2414
長南町民生委員児童委員協議会	長生郡長南町長南2110 長南町役場 保健福祉課 福祉係内	(0475)46-2116
大多喜町民生委員児童委員協議会	夷隅郡大多喜町大多喜93 大多喜町役場 保健福祉課 福祉係内	(0470)82-2111
夷隅町民生委員児童委員協議会	夷隅郡夷隅町国府台1524-1 夷隅町役場 住民福祉課内	(0470)86-2114
御宿町民生委員児童委員協議会	夷隅郡御宿町久保1135-1 御宿町社会福祉協議会内	(0470)68-6725
大原町民生委員協議会	夷隅郡大原町大原7400-1 大原町役場 保健福祉課内	(0470)62-1111
岬町民生委員児童委員協議会	夷隅郡岬町東中郷720-1 岬町あひ会館 保健福祉課 福祉係内	(0470)87-8785
富浦町民生委員児童委員協議会	安房郡富浦町原町919-1 富浦町社会福祉協議会内	(0470)33-4565
富山町民生委員児童委員協議会	安房郡富山町平久里中1350-1 富山町社会福祉協議会内	(0470)58-0989
鋸南町民生委員児童委員協議会	安房郡鋸南町保田560 鋸南町保健福祉総合センター保健福祉課内	(0470)50-1171
三芳村民生委員児童委員協議会	安房郡三芳村谷向116-2 三芳町社会福祉協議会内	(0470)36-2276
白浜町民生委員協議会	安房郡白浜町瀧口6755-3 白浜町社会福祉協議会内	(0470)30-5122
千倉町民生委員協議会	安房郡千倉町瀬戸2294 千倉町役場 福祉課 厚生係内	(0470)44-5610
丸山町民生委員児童委員協議会	安房郡丸山町岩米2489 丸山町役場 保健福祉課内	(0470)46-4856
和田町民生委員児童委員協議会	安房郡和田町松田828 和田町役場 健康福祉課内	(0470)47-5390
印旛郡民生委員児童委員協議会	佐倉市錦木仲田町8-1 印旛健康福祉センター 地域保健福祉課内	(043)483-1120
香取郡民生委員児童委員協議会	佐原市佐原口2127 香取健康福祉センター 地域保健福祉課内	(0478)52-9161
海匠地区民生委員児童委員協議会	銚子市栄町2-2-1 海匠健康福祉センター 地域保健福祉課内	(0479)22-0206
山武郡民生委員児童委員協議会	東金市東金907-1 山武健康福祉センター 地域保健福祉課内	(0475)54-0611
長生郡民生委員児童委員協議会	茂原市茂原1102-1 長生健康福祉センター 地域保健福祉課内	(0475)22-5167
安房郡民生委員児童委員協議会	館山市北条1093-1 安房健康福祉センター 地域保健福祉課内	(0470)22-4511

# 民生委員を ご存じですか？



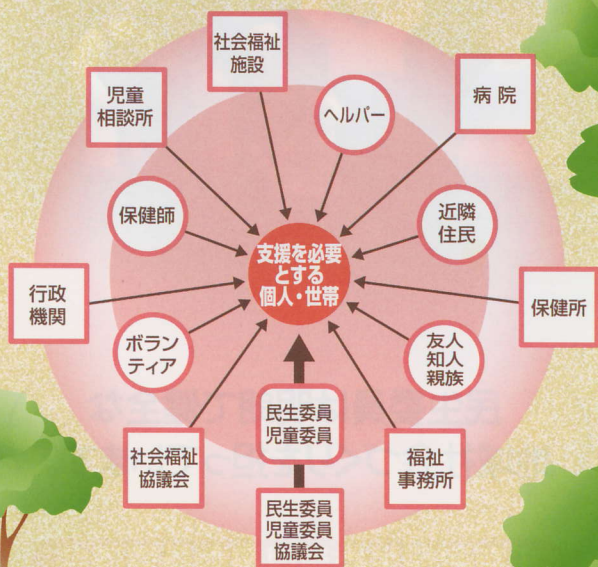
民生委員は明朗で健全な  
地域社会づくりを担っています。

千葉県民生委員児童委員協議会

千葉県民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員制度は、住民に委託して地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度です。この制度はその源といわれる濟世顧問制度より90年近い長い歴史をもつ制度であり、地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりをめざしています。民生委員・児童委員は、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある住民が、地域から選ばれ活動します。

近隣による見守りと各機関と連携して支援活動をしています。



# 民生委員

はこんなことが主な仕事です

# Q&A

## 1 活動の目的は?

**A** 社会奉仕の精神をもって住民の立場に立って相談に応じたり、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行うことによって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざします。

## 2 どんなことをするの?

**A** 活動の基本は7つのはたらきにあります。

- ① 社会調査のはたらき  
生活の実態や福祉需要の把握に努めます。
- ② 相談のはたらき  
生活上のさまざまな相談に応じます。
- ③ 情報提供のはたらき  
介護や福祉の制度・サービスの情報提供をします。
- ④ 連絡通報のはたらき  
関係機関との間に立って連絡役を果たします。
- ⑤ 調整のはたらき  
必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。
- ⑥ 生活支援のはたらき  
快適な生活ができるよう生活支援活動をします。
- ⑦ 意見具申のはたらき  
生活上の問題点や改善策について関係機関に意見を提起します。

## 3 どのように選ばれるの?

**A** 民生委員・児童委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会によりその選考が行われ、都道府県知事に推薦されます。推薦会は、市区町村議会議員、民生委員・児童委員、社会福祉や教育関係者、行政機関職員等がそのメンバーとなります。都道府県知事は選ばれた人びとについて都道府県に設置された地方社会福祉審議会に意見を聴いたのちに、厚生労働大臣に推薦を行い、厚生労働大臣が委嘱します。

## 4 組織は?

**A** 民生委員・児童委員の全員が、市区町村内の小地域ごとに設置された民生委員児童委員協議会に参加します。その数は全国で約1万か所あります。各協議会には、互選によって選ばれた会長がいて、毎月1回定例会議を開いています。地域の福祉問題の分析や担当している世帯への援助方法の検討などを行い、日ごろの活動を推進するうえで大切な場です。

## 5 担当する区域があるの?

**A** 委員一人ひとりに担当する区域が定められています。大都市では220~440世帯ごとに1人を基準に配置されます。たとえば人口約1,200万人の東京都には、民生委員・児童委員が1万100人余りいます。総数22万人を超える民生委員・児童委員が日本全国のすべての地域にいます。

### 住民との信頼関係 - 守秘義務 -

民生委員法第15条では「民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない」と定めています。住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、秘密を保持します。